令和三年九月七日

1

増

刊

(1)

和 年 九 月 七 号 H

目 次

則 (第四十一号)

規

○福岡県が設立する公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関

する規則の一 部を改正する規則

政

策

課

規 則

改正する規則を制定し、ここに公布する。 福岡県が設立する公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一 部を

福岡県知事

服部 誠太郎

福岡県規則第四十一号

福岡県が設立する公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規

則の

一部を改正する規則

十八年福岡県規則第二十二号)の一部を次のように改正する 福岡県が設立する公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則

爭

成

より処分することが不適当なものを除く。 第十九条中「五十万円未満のもの」の下に「(その性質上法第四十二条の二の規定に)」を加える。

附 則

この規則は、 公布の日から施行する。

定期発行日 每週火金曜日

[発行] 〒 812-8577 福岡市博多区東公園 7 番 7 号 福岡県 総務部行政経営企画課 (電話 092-643-3028) [作成] 〒812-0011 福岡市中央区高砂一丁目6-19 株式会社西日本高速印刷 (電話 092-531-1766) 第 令 百 \equiv 十